

第 1 章 総則

第 1 条（本約款の目的）

NDS 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この NDS マネージドセキュリティサービス利用契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより NDS マネージドセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます。）を事業者様へ提供します。

第 2 条（本約款の範囲・変更）

- 当社は、本約款（別紙含む）の全部又は一部を、契約者の承諾を得ることなく変更又は廃止することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、本約款を変更又は廃止する場合は、当社ホームページにおける掲載その他の当社が適切と判断する方法により、契約者に事前に通知を行うこととします。
- 契約者が本条の規定による変更又は廃止の内容に同意されない場合には、契約者は、第 19 条に従い、当該変更又は廃止が効力を生じる日までに本サービスを解約し、ご利用を中止するものとします。
なお、その場合契約者は第 22 条に定める解約金を負担するものとします。
- 本サービスは法人向けサービスとして提供しています。契約者は従業員を含む利用者から本約款の内容についてご了承をいただいた上で本サービスをご利用ください。また、従業員を含む利用者においても、本約款の内容を順守していただきます。

第 3 条（用語の定義）

本約款において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）、エンドポイントセキュリティツール（EDR）、セキュリティサポート 詳細は別紙 1 に定めるところによります。
本契約	当社・契約者間での本サービス提供に関する契約
契約者	当社と本契約を締結している者
ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）	契約者のネットワーク内に設置し、セキュリティ脅威の防御や、通信状況の通知等を行う端末設備
セキュリティ脅威	不正アクセス、マルウェア感染、ランサムウェア攻撃、DDoS 攻撃、フィッシング、ゼロデイ攻撃等のサイバー攻撃等をはじめとした、契約者の情報資産に悪影響を及ぼす全ての対象。
エンドポイントセキュリティツール（EDR）	エンドポイントを脅威から防御し、被害発生時には自動復旧を行い、攻撃を未然に防ぐ予防機能も備えたソフトウェア
セキュリティサポート	別紙 1 に定める NDS マネージドセキュリティサービスの運用に関するサポートの総称（遠隔監視・設定、インシデント発生時の通知・サポート等）
受付専用番号	契約者がセキュリティサポートを利用するために当社が指定した電話番号
インターネット回線	インターネット接続を行うための電気通信回線
外部サービス	当社以外の第三者がウェブサイトまたはアプリケーション・ソフトウェアを介して運営するサービス
注意が必要なイベント	本サービスにおいて検出した脅威とは断定できない不審な挙動に関するイ

	ベント
オブジェクト	ファイル、URL、プロセスなどの総称
不審オブジェクト	安全が確認されていない未知のオブジェクト
論理隔離	エンドポイントセキュリティツール（EDR）にて注意が必要なイベントが発生した際に、当社が指定した端末を論理的にネットワークから隔離すること（ネットワークにつながった状態ですべての通信をブロックする機能であり、当社との通信は許可されており、当社が当該端末を管理できる状態にあります。）
クライアント台数	本契約に基づき、本サービスの適用を受ける契約者の端末の台数をいい、1台から 300 台の範囲で当社指定の様式による申込書において定める台数。

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者に対し、別紙1（セキュリティサポート）で示すセキュリティサポートで定めるサービスを提供します。

第5条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット回線に基づくインターネット通信が可能な区域において提供します。契約者が日本の輸出規制または諸外国の輸出入管理に関する法令に違反して、直接、間接を問わず弊社より提供された役務、当該役務、当該役務により制作されたものを輸出することは禁止します。

第3章 契約

第6条（契約の単位）

- 1 当社は、1つの法人契約者につき、1件の本契約を締結します。

第7条（契約申込の方法）

- 1 本サービスのうち別紙1（セキュリティサポート）で定めるサービスを申込むときは、本約款の内容を承諾した上で、当社所定の様式で当社に申し出て頂きます。
- 2 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、当該個人情報が帰属する個人に同意を得た上で記載するものとします。
- 3 契約者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者（法人代表者）、申込担当者、および支払担当者の氏名、部署、住所、メールアドレス等の個人情報を提供することを承諾するものとします。

第8条（契約申込の承諾）

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、利用承諾書兼通知書をもって通知します。当該利用承諾書兼通知書の発行をもって本契約が成立するものとし、当該利用承諾書兼通知書に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- (2) 申込み者が実在しないとき又はその恐れがあるとき。
 - (3) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽があるとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
- 3 当社が、前2項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条（契約申込内容の変更）

- 1 契約者は、第7条（契約申込の方法）第1項において申し出た事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第10条（契約の譲渡）

- 1 本契約に係る利用権（契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 本契約に係る利用権を譲渡しようとする者は当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
- 3 当社は、前項の規定により本契約に係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、8条2項各号に定める場合を除いてこれを承認します。
- 4 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第29条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を含みます。）を承継します。

第11条（権利の譲渡の禁止）

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第12条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、当該事由の発生後速やかに相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出て頂きます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第13条（契約者の氏名等の変更の届出）

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先電話番号、電子メールアドレス又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第1項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第4章 禁止行為

第14条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。なお、事前に当社より書面による承諾を受けた場合はその限りではありません。

第15条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本約款、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、特段の定めのない限り、当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者に帰属するものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱って頂きます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第5章 運用中止等

第16条（運用中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの運用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) その他、当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、当社が本サービスの運用を中止している期間中に契約者の利用する通信機器が攻撃を受けた場合には、攻撃を受けたことにより契約者が被った損害について、責任を負いません。

第17条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
 - (4) 第15条（著作権等）及び第33条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 契約者が過度に頻繁に問合せ等を実施し又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
 - (6) 当社に損害を与えたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 18 条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴いその本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に 30 日前までに通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 本条に基づき当社が本サービスの提供を終了する場合であっても、契約者が既に当社に支払った初期費用およびサービス提供終了月までの月額利用料金については、当社は返金を行いません。
- 4 契約者は、当社都合による本サービスの終了に伴う契約の解約について、第 22 条に定める解約金を負担する義務を負わないものとします。

第 19 条（契約者による解約）

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に解約希望する月の前月 20 日までに当社所定の方法により申し出て頂きます。
- 2 当社は、前項の規定により申し出て頂いた解約希望月の末日をもって本サービスの解約日とします。ただし、当社による確認が解約希望する月の前月 20 日までに完了しなかった場合は、その翌々月の末日を解約日とします。
- 3 契約期間中に本契約を解約した場合、第 22 条 5 項に定める解約金を負担するものとします。

第 20 条（当社による解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1) 第 18 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。
- (2) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - i 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ii 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - iii 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
 - iv 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合
 - v 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行った場合

第 21 条（表明保証）

- 1 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号）、暴力団員でなくなった時から 5 年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。）であること。
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等

- を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本約款の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 当社は、契約者が次の各号の一に該当し、かつ当社が合理的な根拠に基づきその事実を確認した場合には、契約者に通知の上、本契約を解除することができます。
- ただし、緊急かつ重大な損害の発生が予見される等、やむを得ない場合に限り、通知または催告を経ずに解除することができるものとします。
- (1) 第1項に違反したとき。
- (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
- i 当社に対する暴力的な要求行為
 - ii 当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii 当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - iv 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - v その他前各号に準ずる行為
- 3 当社は、前項により本契約を解除した場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、解除を理由として契約者に損害が生じても、これを賠償する責任を負わないものとします。

第6章 料金

第22条 (料金)

- 1 当社が提供する本サービスの料金（初期費用及び月額利用料金を含む）は、別紙2に定めるとおりとします。
- 2 本サービスの最低契約期間は契約開始日から1年間とし、以降は1年ごとの自動更新となります。契約更新月の前月20日までに解約の申し出がない場合、契約は自動的に1年間延長されます。
- 3 契約期間中に本サービスの対象となるクライアント台数を追加した場合、追加購入した分の契約期間は、最初に本サービスを契約した契約期間に準じます。また、追加されたクライアント台数に対する本サービスの提供が開始された日が属する月より、追加後のクライアント台数に応じた月額利用料金が発生するものとします。なお、クライアント台数の追加を希望する場合は、追加を希望する月の前月20日までに当社所定の手続きにより申請を行う必要があります。
- 4 本サービスの対象となるクライアント台数を減少させる場合は、契約更新月に限り、当社所定の手続きにより申請することができるものとし、当該契約更新月の前月20日までに申請を行う必要があります。
- 5 契約期間中に契約者が対象サービスを解約された場合、当該解約時点の月額利用料金に、当該契約期間満了までの残月数を乗じた額を解約金として請求します。
- 6 契約更新月における解約の申し出により当該契約期間満了をもって解約される場合には、解約金は発生しません。
- 7 本サービスの利用にあたっては、契約内容に応じて初期費用が発生します。
- 8 契約期間中にクライアント台数の追加等により、ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）のグレード変更（機器交換を伴うもの）が必要となる場合には、当初の初期費用と変更後の初期費用との差額を、機器変更費用として契約者に請求するものとします。

第23条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の

前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する月額利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用停止等（運用中止も含む）により本サービスが利用できない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額利用料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額利用料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 当社の故意又は重大な過失によりその該当サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその該当サービスについての月額利用料金の日割額

第24条（延滞利息）

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について法定利率の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
- 2 前項に定める延滞利息の計算にあたっては、閏年であっても、1年を365日とします。
- 3 当社は、延滞利息の他に請求する料金がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第25条（料金計算方法等）

- 1 当社は、本サービスの契約者が本契約に基づき支払う料金表に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、利用料金のうち、月額利用料金については、別途定める場合を除き利用開始日又は解約日が月の途中の場合、当該開始月又は解約月の利用料金については日割り計算を行わず、開始月又は解約月の月額利用料金部分の利用料金等全額を請求するものとします。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第1項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

第26条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第27条（料金等の支払）

- 1 契約者は、当社が定める料金について、当社が指定する金融機関口座に対し、当社が発行する請求書に基づき、当社が定める期日までに支払うものとします。
- 2 本サービスの利用開始にあたり、契約者は、初期費用および月額利用料の2か月分を、利用開始月の月末締めにて当社が発行する請求書に基づき、翌月末日までに支払うものとします。
- 3 次月以降の月額利用料については、当社は毎月月末締めにて翌月分の請求書を発行し、契約者は翌月末日までに当社指定口座へ支払うものとします。
- 4 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
- 5 支払方法は、当社が指定する金融機関口座への振込送金によるものとし、振込手数料は契約者の負担とします。

第 28 条（消費税相当額の加算）

第 23 条（利用料金の支払義務）の規定その他本約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本約款の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 29 条（債権の譲渡）

契約者は、当社が、その契約に基づき支払う料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。なお、債権の譲渡に際して、契約者の支払情報は、当社との契約に基づく本サービスに関する料金請求及び料金回収の目的でのみ請求事業者に開示され、他の目的で開示されることはありません。

第 7 章 損害賠償

第 30 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時から起算して、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る利用料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。
 - (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について 24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスの利用料金及び本サービスを利用できなかったことにより契約者において通常生ずべき直接かつ積極的損害に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用せず、本サービスを利用できなかった日数に対応する本サービスの利用料金と、本サービスを利用できなかった期間において本サービスを利用できなかったことにより契約者において発生した損害について、賠償します。

第 31 条（免責事項）

（ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）、エンドポイントセキュリティツール（EDR）、セキュリティサポートについて）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
- 3 本サービスはあらゆるウイルスへの対応、不正通信の遮断及びセキュリティ対策機能を保証するものではなく、本サービスの利用により生じた契約者の損害及び契約者の行為又は契約者が利用する通信機器その他の機器の動作を通じて第三者が被った損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュリティサポートの品質について保証するものではありません。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、オペレータが遠隔で実施した作業、セキュ

リテサポートの実施に伴い生じる契約者の損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

- 5 当社は、第 16 条（運用中止）、第 17 条（利用停止）、第 18 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの運用中止、利用停止及び本サービス提供の終了をしたことに伴い生じる契約者の損害について、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- 6 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 7 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に電子メール又は書面をもって通知します。
- 8 契約者がセキュリティ監視に必要な設定を当社に通知することなく変更した場合には、正常なセキュリティサポートを提供できない場合があります。また、本契約に基づく本サービス開始時の設定内容に戻すことが出来ない場合があります。
- 9 セキュリティサポートの提供にあたり、サポート対象機器へのクライアントツールのインストールが必要となる場合があります。この場合、契約者は、当社が指定する方法によりクライアントツールを取得し、サポート対象機器にダウンロードする必要があります。なお、サポート対象機器のハードディスクに空きが無いなどサポート対象機器の状況によってはインストールできない場合があります。
- 10 セキュリティサポートは常時インターネットに接続している環境での運用を前提としておりオフラインの環境等でのご利用はサポート対象外です。本サービスはインターネット上のサーバから SaaS 型で提供されるため、インターネット接続がない場合には一部の機能が使用できません。
- 11 インターネット回線に起因して生じた契約者の損害については、当社は一切責任を負いません。
- 12 ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）、エンドポイントセキュリティツール（EDR）の不具合に起因して生じた契約者の損害については、当社は一切責任を負いません。
- 13 当社は、特定の外部サービスとの連携を保証するものではなく、本サービスにおいて外部サービスと連携できなかった場合、通信障害その他の理由により外部サービスの提供が中断若しくは停止された場合、又は外部サービスにおける仕様等の予期せぬ変更によって本サービスの一部若しくは全ての利用が制限される場合でも、当該利用制限が当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、当社は当該利用制限につき一切の責任を負いません。
- 14 外部サービスとの連携は、当社と外部サービス運営者との間の提携、協調、授権その他の一切の協力関係を意味するものではなく、契約者は外部サービスとの連携により取得されるデータ等の正確性、完全性等につき、適宜、当該外部サービスにおいて確認が行われていることを前提とし、当社において、外部サービスとの連携により取得されるデータ等の正確性、完全性を保証するものではありません。
- 15 契約者は、自己の責任において外部サービスを利用するものとし、外部サービスとの連携に起因する当該外部サービスの運営者または第三者との間での紛争その他一切の債権債務関係について、自己の責任でこれを解決し、当社はいかなる責任も負担しないものとします。
- 16 契約者は外部サービスとの連携により取得するデータが、通信設備等の異変により本サービスにおいて正確に表示されない可能性があることをあらかじめ了承するものとします。
- 17 契約者は外部サービスの利用に際し、外部サービスの運営者が定める各規約に従うものとします。
- 18 注意が必要なイベント発生時に、不審オブジェクトが脅威である可能性を考慮して、契約者の端末を保護する目的で、当社が契約者に同意を得ることなくオブジェクトへのアクセスをブロックすることについてあらかじめ了承するものとします。
- 19 注意が必要なイベント発生時における不審オブジェクトの収集について、常時インターネットに接続している環境での運用を前提としております。オフラインの環境やスリープモード等では収集ができません。この場合は当社の脅威に対する調査・分析・対処や別途送付するレポートに影響が出たとしても当社は責

任を負いません。

- 20 注意が必要なイベント発生時、拡散の危険性のある危険な脅威が契約者の端末に存在すると本サービスで判断した場合、当社は契約者に同意を得ることなく契約者の端末を論理隔離すること、および隔離している期間に契約者はネットワークを介した当該端末の利用ができないことについてあらかじめ了承するものとします。

第8章 個人情報の取扱

第32条（個人情報の取扱）

- 1 契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、コンピュータ名、OS、IPアドレス等（以下「個人情報」といいます。）の情報を取得することがあります。また、当社がセキュリティサポートの提供にあたり、当該目的に限り、別紙3に規定する情報を収集することについて、同意していただきます。
- 2 当社は、前項の規定により知り得た情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。なお、本約款と当該個人情報保護方針に齟齬がある場合、本約款の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 4 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、第1項で規定した個人情報を当社が業務を委託する他の事業者（チェック・ポイント・ソフトウェア・テクノロジーズ株式会社、株式会社宝情報）に対して提供することがあります。
- 5 契約者は、当社、または当社が業務を委託する他の事業者が、当該情報を個人を特定しない統計情報として、同社のプログラムの安全性の判定・分析、セキュリティ上の脅威に対する対策の提供及び同社サービスのマーケティングに利用することについて同意していただきます。
- 6 契約者は、当社が第29条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号及び第17条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。なお、以上の情報は、本サービスに関する料金請求及び料金回収以外の目的で請求事業者に開示されることはなく、請求事業者においても、本サービスに関する料金請求及び料金回収以外の目的で以上の情報を利用することはありません。
- 7 契約者は、当社が第29条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知することについて、同意していただきます。

第9章 雑則

第33条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスを提供できない場合があります。
 - (1) サービス対象機器が、インターネット回線に接続できること。
 - (2) 契約者自身による本サービスの利用申込であること。
 - (3) 本サービスの提供を受ける時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接

続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。

(4) 本サービスの提供を受ける時点で、サービス対象機器等が用意されていること。

2 契約者が、本条第1項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1) エンドポイントセキュリティツール（EDR）をダウンロード・インストールする場合は、本サービスを利用する企業内ネットワークで行うこと。

(2) 本サービスの提供を受けるサービス対象機器にエンドポイントセキュリティツール（EDR）が正しく利用可能な状態でインストールされていること。

3 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項に同意するものとします。

(1) 当社が別紙3に規定する情報を収集すること。

(2) 契約者に電子メールが到達する前に、悪影響の想定されるプログラムの有無を当社がシステムによって自動的に判定すること。判定の結果、悪影響があると判断されたメールは、利用者において受信・閲覧できないこと。

(3) スпамメール対策を有効にした場合、スパムメール送信元からの接続を制御することを目的とした機能により、スパムメールと通常のメール両方を送信するサーバがあった場合等は、当該サーバを接続拒否や配送遅延処理の対象とする可能性があり、当該接続拒否や配送遅延処理の対象となったサーバからのメール受信が必要な場合には、当社が指定する方法によるホワイトリストへの登録等が必要となること。

(4) エンドポイントセキュリティツール（EDR）はパターン・アップデートが実施されることがあり、その場合当社は契約者の事前の承諾を得ることなく、サービス対象機器にパターンファイルを配信すること。

(5) エンドポイントセキュリティツール（EDR）はバージョンアップ版が提供されることがあり、その場合、当社より契約者に電子メール等にて必要な情報を提供すること。契約者は、当社からの電子メール等の通知に基づき、バージョンアップ版をダウンロードのうえサービス対象機器にインストールすること。なお、バージョンアップ版をインストールしない場合、本サービス及びパターン・アップデートの利用が一部ないし全部できない場合があり、かつセキュリティサポートを利用できないことがあること。

(6) 本サービスには、当社が提供するセキュリティサポートを行うために、チェック・ポイント・ソフトウェア・テクノロジーズ株式会社のクラウドサービス（UTM および EDR の管理ポータル）を使用します。このクラウドサービスの利用にあたり、契約者は、チェック・ポイント・ソフトウェア・テクノロジーズ株式会社が定めるクラウドサービス利用規約（<https://www.checkpoint.com/about-us/cloud-terms/>）が適用されることをあらかじめ了承し、本サービスのお申し込みをもって、これに同意したものとみなされます。

4 前3項の規定のほか、契約者は次のことを守って頂きます。

(1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

(2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5) 意図的に有害なコンピュータ・プログラム等を送信しないこと。

(6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9) 法令、本約款若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

- (10) 本サービスの受付専用番号の適正な管理に努めること。
 - (11) 本サービスを構成するプログラムの逆アセンブル（オブジェクトコードを、アセンブリ言語で記述されたソースコードに変換すること）、逆コンパイル（オブジェクトコードをコンパイラ型言語によるソースコードに変換すること）、その他リバースエンジニアリング（ソフトウェアの構造・内容を分析し、そこから動作原理、フロー、ソースコードなどを調査すること、蒸留（学習済みモデルにデータの入出力を繰り返すことで得られる結果をもとに学習すること及びその類似行為）を含みます。）行為を行わないこと。
 - (12) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 5 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

第 34 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

- (1) 当社の求めに応じた ID やパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（契約者の使用している端末や契約者が利用しているシステムに関する操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) 接続端末等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。
- (4) 接続端末等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 35 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの契約を締結しない又は契約途中において当社から解除することがあります。

- (1) 第 33 条（利用に係る契約者の義務）のいずれかの項目を満たさない場合。
- (2) 契約者が、第 34 条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 36 条（設備等の準備）

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なサポート対象機器、インターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。

第 37 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 38 条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 39 条（紛争の解決）

- 1 本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2 本約款に関する紛争は、当社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【別紙1】セキュリティサポート

1. ゲートウェイセキュリティ対策機能

指定のゲートウェイセキュリティ装置（UTM）によるアプリケーション利用制限、Web サイトアクセスブロック、URL 指定によるアクセス制御、不正プログラム侵入対策、メールセキュリティ対策、ファイアウォール機能等のセキュリティ機能、セキュリティスイッチ機能等を提供いたします。

2. エンドポイントセキュリティ対策機能

指定のエンドポイントセキュリティツール（EDR）によるウイルス対策、スパイウェア対策、ファイアウォール、URL フィルタリング、などが設定でき、サービス対象機器の一元的な管理運用機能等を提供します。また、侵入したマルウェア等の脅威や、脅威とは断定できない不審な挙動の検知を行い、その後の感染拡大を阻止するために脅威となるオブジェクトへのアクセスブロックや端末の論理隔離、調査・分析による影響範囲や感染経路の可視化など、迅速な対処を支援する機能を提供いたします。

3. サポート機能

機能	提供内容	
① 脅威インテリジェンス連携による事前防御	内容	脆弱性情報収集ツール等を活用し、契約者に関連する脆弱性情報およびセキュリティ脅威情報を収集・分析し、当該情報に基づいた防御措置を実施します。
② モニタリング	内容	ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）およびエンドポイントセキュリティツール（EDR）のログまたはレポートを定期的を確認し、不審な通信・挙動等が記録されていないかを確認します。また、UTM および EDR からのアプリケーションアラートの発生状況についても監視を行います。
③ 脆弱性管理	内容	ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）ファームウェアおよび端末・サーバに関する脆弱性情報をもとに、アップデートによる影響を調査・分析し、必要に応じて UTM ファームウェアおよび端末のアップデートを実施します。なお、CVE（共通脆弱性識別子）に登録された脆弱性のみを対象とし、サーバについてはアップデート情報の提供に留めます。
④ ヘルプデスク	内容	セキュリティ全般に関する一般的なお問い合わせ、および本サービスに含まれるゲートウェイセキュリティ装置（UTM）やエンドポイントセキュリティツール（EDR）の機能・操作に関するお問い合わせに対応します。 なお、ログ解析等の高度な技術的対応や、本サービスに含まれないセキュリティ機器・アンチウイルスソフト等に関するお問い合わせ・操作支援には対応できない場合があります。
	受付方法	電話・メール
	提供時間	・電話によるご連絡：平日 9:00～17:00（※土日祝日・年末年始・当社指定休日を除く） ・メールによるご連絡：受付は 24 時間 365 日、対応は平日 9:00～17:00（※土日祝日・年末年始・当社指定休日を除く） ※17:00 以降にいただいたお問い合わせは、翌営業日 9:00 以降に順次対応いたします。
⑤ レポーティング	内容	本サービスで提供するゲートウェイセキュリティ装置（UTM）および

		<p>エンドポイントセキュリティツール（EDR）において検出されたセキュリティ脅威の状況を取りまとめたレポートを、月次で提供します。</p> <p>※提供するレポートは当社所定の形式に基づき作成され、個別カスタマイズには対応いたしかねます。</p>
	提供方法	電子メール（PDF）
	提供時期	レポートは毎月末日時点の情報を基に作成し、翌月第10営業日までに提供いたします。
⑥ アラート分析	内容	<p>検知されたセキュリティインシデントまたは異常な振る舞いに関するアラートについて、重要度の評価および継続対応の要否を判断するため、ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）およびエンドポイントセキュリティツール（EDR）のログを確認します。</p> <p>必要に応じて、セキュリティログまたはフォレンジックレポートの簡易的な解析を行います。</p> <p>※本機能は初動分析を目的としたものであり、詳細なインシデントレスポンスや専門的なフォレンジック調査は対象外となります。</p>
⑦ インシデント発生時の連絡	内容	<p>以下のセキュリティ脅威イベント発生時のシステム管理者への連絡</p> <p><ゲートウェイセキュリティ対策機能（UTM）をご利用の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・C&Cサーバへの通信をログ等から認知した時 ・ゲートウェイセキュリティ装置の一定期間オフライン状態検知時 <p><エンドポイントセキュリティ（EDR）対策機能をご利用の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス駆除/隔離不可事象発生時 ・不審オブジェクトの収集が失敗した時 ・不審オブジェクトへのアクセスブロック時 ・論理隔離実施時 ・追加対処方法の案内時
	連絡方法	電子メールまたは電話
	提供時間	<p>①電子メールによるご連絡：24時間365日</p> <p>※システムからの発生通知となります。</p> <p>※メールでのお問合せ等に対する対応は含まれません。</p> <p>※メール通知は、すべての検知情報を通知するものではなく、当社が指定する検知情報のみの通知となります。</p> <p>②電話によるご連絡：平日9:00から17:00（土日祝日・年末年始及び弊社指定休日を除く）</p> <p>※17時を超えて対応が必要になる場合には翌営業日9時以降に再連絡になります。</p>
⑧ ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）の故障時の交換対応（ゲートウェイセキュリティ対策機能をご契約の場合）	内容	<p>ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）が故障し、当社が必要と判断した場合、契約者が指定する場所、または本ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）が設置されている場所へ、当社の費用負担により同等品を送付します。到着した装置の交換は、契約者が行います。</p> <p>契約者は、交換後5営業日以内に交換前に使用していたゲートウェイセキュリティ装置（UTM）を当社が予め指定した場所へ返却いただきます。その際の送料は契約者の負担といたします。</p> <p>※お客様の有責による故障の場合、または、お客様保有の屋内配線、構内光ケーブル若しくはお客様保有の機器のみが故障の原因(当社の提供するサービスに故障の原因がなかった場合)であった場合は、技</p>

		<p>術費、物品費をお支払いいただきます。</p> <p>※ゲートウェイセキュリティ装置が故障中はセキュリティ機能が動作しません。</p>
<p>⑨ ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）の故障時の予備機による交換対応（オプション）</p>	<p>内容</p>	<p>契約者が「UTM 予備機設置サービス」を契約する場合、当社は故障発生時にあらかじめ設置した予備機への切り替え対応を提供します。切り替え作業（ケーブルの付け替え作業）は契約者自身で行っていただきます。切り替え後、当社が遠隔操作にて設定を最新の状態に更新します。</p> <p>本オプションにより、通常の故障対応（故障判定後に同等品を送付し設置いただく対応）に比べ、ネットワークが停止する時間を最小限に抑えることが可能です。</p>

【別紙2】料金表

	サービス	区分	クライアント台数	料金（税別）
基本メニュー	総合セキュリティプラン （ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）+エンドポイントセキュリティツール（EDR））	初期費用	1～100 台	150,000 円
			101～300 台	230,000 円
		月額費用	1～50 台	2,600 円 /台
			51～100 台	2,000 円 /台
			101～150 台	1,800 円 /台
	151～200 台		1,600 円 /台	
	エンドポイントセキュリティプラン （エンドポイントセキュリティツール（EDR））	初期費用	1～100 台	60,000 円
			101～300 台	92,000 円
		月額費用	1～50 台	2,080 円 /台
			51～100 台	1,600 円 /台
101～150 台			1,440 円 /台	
151～200 台	1,280 円 /台			
オプション	UTM 追加設置（拠点追加）	初期費用	1～100 台	150,000 円
			101～300 台	230,000 円
	UTM 予備機設置	月額費用		設置拠点数 2 拠点目以降、 1 拠点ごとに +20% 料金表単価×1.2～（※詳細は備考欄参照）
				13,000 円/台

※1 サポート機能はいずれのサービスでも提供します。

※2 契約終了後、ゲートウェイセキュリティ装置（UTM）は当社の所有物として、速やかにご返却いただきます。ご返却いただけない場合、または著しく毀損・滅失している場合には、当該機器の代替費用（端末代金相当額）をご請求させていただきます。なお、返却にかかる送料はお客様のご負担となります。

※3 契約者が複数拠点に UTM を設置する場合は、以下の通り費用を算定します。

(1) 初期費用は、UTM1 台ごとに料金表に記載された金額が発生します。

（例：2 拠点＝2 台分、3 拠点＝3 台分）

(2) 月額費用は、契約者全体のクライアント台数に基づく単価に対し、設置拠点数に応じて以下の加算率を適用します。

・ 2 拠点：料金表単価×1.20（120%）

・ 3 拠点：料金表単価×1.40（140%）

・ 以降、1 拠点追加ごとに +20%加算

※4 契約者が UTM 予備機設置オプションを契約する場合、当社は故障発生時にあらかじめ設置した予備機への切り替え対応を提供します。切り替え作業（ケーブルの付け替え作業）は契約者自身で行っていただきます。切り替え後、当社が遠隔操作にて設定を最新の状態に更新します。

本オプションにより、通常の UTM 故障対応（故障判定後に同等品を送付し設置いただく対応）に比べ、ネットワークが停止する時間を最小限に抑えることが可能です。

【別紙3】本サービスで取得する情報

(ゲートウェイセキュリティ装置 (UTM)、エンドポイントセキュリティツール (EDR))

当社は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、契約者が本サービスのゲートウェイセキュリティ装置 (UTM) 及び、エンドポイントセキュリティツール (EDR) に登録・設定した情報のほか、ログ等を通じて以下に規定する情報を取得することがあります。

1. 端末名
2. 端末の位置情報
3. メールアドレス
4. レジストリ情報
5. サポート対象機器に関する情報(OSの種類、IPアドレス等)
6. サポート対象機器の Web、メールによる通信情報(接続先 URL、送信先 IP アドレス、送信元 IP アドレス、通信時間)
7. セキュリティ製品のライセンスとアップデートステータス
8. 主要なセキュリティインジケータ
9. Windows セキュリティイベントログ
10. ウイルス、ネットワークウイルス、及びスパイウェア/グレーウェアインシデント情報
11. スпамウェアとフィッシングインシデント情報
12. 不審なファイル ※端末の参照ではなく、任意のパスやファイルを指定して取得します
13. その他ウイルス感染を把握するための情報